

要介護認定申請について

介護保険サービスを利用するためには、まず要介護認定申請を受けるための申請をしていただきます。

介護保険サービスが必要になった高齢者

①要介護認定の申請

高齢者支援課の窓口で要介護認定の申請をします。

- 介護保険被保険者証が必要です。また、認定調査を行う場合、家族の立会が必要な場合があります。2週間程度の予定を調べてきてください。

参 考

40歳から64歳までの方は、「特定疾病」(※1)に該当する場合に申請することが出来ます。医療保険の保険証をお持ちください。

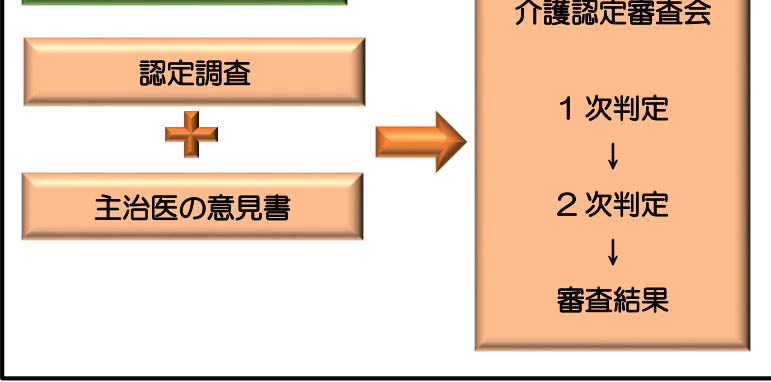
②認定調査の実施

「認定調査」を行います。調査では、ご本人の心身の状態や日常生活の状況を見させていただきます。

ポイント

日頃の様子、どんなところに手がかかっているか、困っているかなどをメモなどにとっておき、調査の際にお話ください。

③介護認定審査会



参 考

介護認定審査会では、「認定調査」、「主治医意見書」などから、審査委員が2回の判定を行い、審査の結果を出していきます。

申請から結果を通知するまでには、概ね1ヶ月を要します。1ヶ月を超える場合は、「延期通知」をお送りしています。

町に審査結果を報告

要介護度は、以下の認定区分に分類されます。

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
-----	------	------	------	------	------	------	------

認定結果を申請者に送付

介護度は、認定申請日まで遡って有効となります。

※1 ●がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。）

- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦韧带骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●腎尿管狭窄症 ●早老症
- 多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症